

令和8年度 若年技能者人材育成支援等事業推進計画

1. 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

(1)以下の業務を重点的に実施する。

- ①ものづくりマイスター等の更なる活用の為の広報活動
- ②効果的なものづくりマイスター等の派遣のための相談・援助
- ③地域における技能振興に係る相談・援助等

2. ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務

(1)ニーズの高い職種を中心に年度後半から発掘・登録の推進をする。

- ①工業高校等からの実技指導依頼の多い職種(例:機械加工系、溶接等)
- ②企業や業界団体からの実技指導依頼が多い職種(例:数値制御旋盤等)

(2)対象職種追加に伴う新規職種の登録推進をする。

3. ものづくりマイスター等の活用に係る業務

(1)企業や工業高校等の多様なニーズに対応できる指導者派遣の更なる推進。

- ①技能検定課題を題材とした実技指導による技能検定受験者の増加を図る。
- ②新規企業における当該事業の利用を促進を図る。
- ③より高いレベルの指導ニーズに対しては状況に応じ柔軟な対応を行う。

(2)理工系大学への積極推進を図る。

(3)小中学校や若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信+体験教室を行う。

(4)労働局やハローワーク等との更なる連携強化による事業の積極展開を図る。

4. 地域の技能振興に係る業務

実施を計画している事業
(1)次年度技能五輪全国大会の予選会の開催
(2)技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への出場援助
(3)現代の名工のWebコンテンツ作成支援

5. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について

年2回の連携会議を開催し、各運営委員との密接な連携・協力体制を維持し、更なる効果的な事業展開を図るものとする。

以上